

2009年10月1日

フジクラ独禁法コンプライアンス・プログラム

(最高経営責任者による表明及び指示)

株式会社フジクラ

私は、(株)フジクラの役員及び従業員の全員と、すべてのグループ会社の役員及び従業員の全員に対して、以下のとおり、最高経営責任者として「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下、独禁法という)その他の国内外の競争関係法令を遵守する決意を述べるとともに、全員が一切の例外なく、独禁法その他の国内外の競争関係法令及びフジクラ独禁法コンプライアンス・プログラムを遵守するよう指示します。

1. 独禁法その他の国内外の競争関係法令の重要性

我々が個人として生活を営み、また企業人として事業を行っている経済社会は、市場における公正で自由な競争による選択を通じて資源の最適な配分を行い(市場メカニズム)、これによって持続的な成長・発展を図ることを基本的な枠組みとしています。

独禁法その他の国内外の競争関係法令(以下、総称して競争法令といいます)は、この基本的な枠組みを守るための法令です。市場に参加する者が、競争を阻害するような取決めによって市場メカニズムを破壊すれば、経済の効率性や発展は損なわれ、遠からず公平・公正な社会の崩壊に繋がります。本来は競争するはずの者同士が陰で協調し、競争を制限すれば、安易に利益を得られるかも知れませんが、公正・自由な競争は経済社会の根幹をなす指導原理であり、これを損なうことは、自らの基盤を掘り崩していることに他なりません。

カルテルは会社の利益のためだ、などという考えは、反社会的で何らの正当性を持たず、むしろ犯罪に類するものです。公正・自由な競争が保障された市場があつてはじめて、当社と当社の事業が存続できることを我々は肝に銘じなければなりません。

2. 違法行為のリスクと企業としての決意

グローバル化の進展で、市場は国境で画すことのできない巨大なものとなりました。市場の力が強大になったため、市場の機能にかつてないほど注目が集まり、正常な市場メカニズムが発揮されるよう、各国は競争法令の運用に極めて熱心に取り組んでいます。舞台にも役者にも国境が意味を持たなくなった結果、当局の摘発は、国境を越え、企業の国籍を越えて行われ、事件の規模の巨大化と厳罰化が進んでいます。例えば、EUでは、EU市場に参入しない協定を結んでいたとして、日本企業数社にそれぞれ100億円を超える制裁金が課され、米国では、カルテルに係わった者が犯罪者として服役し、日本企業に対して一般市民から天文学的な額の損害賠償請求訴訟が提起されています。

わが国の独禁法の運用も、かつては公共入札談合の摘発がほとんどでしたが、ここ数年、国際化した国内市場における公正・自由な競争環境を守るため、従来見過ごされていた民間の取引分野に

摘発が及んでいます。課徴金も 100 億円を超える例が珍しくなく、摘発は企業の存続を危うくするものとなっています。

いまや、世界市場で事業を展開している企業にとって、競争法令違反は最大のリスクとなりました。グローバル市場経済の只中にある我々は、改めて、競争法令の遵守は経済社会の基盤そのものであることを確認し、競争法令への違反は、企業の存続を危うくする制裁につながることを認識しなければなりません。

私は、当社及び当社グループ会社において、競争法令に違反する行為は決して行わないことを決意するものです。

3. 全員による例外のない遵守

以上のとおり、競争法令の遵守は当社にとって早急に取組むべき課題となっています。当社は競争法令の遵守について、特にこれだけを取り上げて社内体制整備や教育を行ったことはありませんが、最近の状況に鑑み、この整備を進めることとします。

当社としての遵守体制は、役員を含む全員の徹底した遵守の決意と、実際の取引の現場に携わる一人ひとりの行動にかかっています。実際、競争法令の遵守は、時として不必要にも思える頑なな態度や、違和感を覚えるほどの厳格な行動を求めることとなりますが、万が一の場合の莫大な損失を考えれば、一切の例外なく遵守を徹底する以外に道はありません。

私は、当社及びグループ会社の全役員及び従業員に対し、競争法令並びにフジクラ独禁法コンプライアンス・プログラムを、一切の例外なく徹底して遵守するよう指示します。加えて役員及び管理監督者には、管下の従業員がこれらを遵守するよう厳密な業務執行管理を指示します。

4. 個人に対する責任の追及

以上、当社及び当社グループにおける競争法令の遵守について説明し、最高経営責任者としての決意及び指示を明らかにしました。従って、今後、事情の如何を問わず、競争法令に違反する行為を行った者及びその管理監督者（役員を含む）は、解雇を含む懲戒等の処分の対象となることを認識して下さい。客先との長年にわたる慣例があったり、上長の指示や暗黙の了解があっても、行為者及びその管理監督者に対する懲戒は軽減されることはありません。一人ひとりが個人の責任で、競争法令と独禁法 C.P. を遵守するよう求めます。

以 上